

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件(住民訴訟) 外
原 告 河濱盛正ら 外
被 告 山口県知事

第14準備書面

2016(平成28)年7月1日
山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田川 章次	
同 訴訟代理人弁護士	内山 新吾	
同 訴訟代理人弁護士	小沢 秀造	
同 訴訟代理人弁護士	堀 良一	
同 訴訟代理人弁護士	永井 光弘	
同 訴訟代理人弁護士	浅野 正富	
同 訴訟代理人弁護士	嶋田 久夫	 代印
同 訴訟代理人弁護士	丸山 明子	
同 訴訟代理人弁護士	仁比聰平	 代印
同 訴訟代理人弁護士	石口俊一	
同 訴訟代理人弁護士	則武 透	 代印
同 訴訟代理人弁護士	米倉 大樹	
同 訴訟代理人弁護士	内山 傑史	 代印
同 訴訟代理人弁護士	平尾 真吾	
同 訴訟復代理人弁護士	田川 瞳	 代印

本書面は、被告から平成28年6月23日付けで提出された乙2号証および3号証をふまえて、被告の主張に対して反論するとともに、損害額について新たな証拠が発見されたので、原告らの従前の主張を補充するものである。

第1 被告の主張に対する反論

- 1 被告は、原告が第13準備書面において主張した旅費（山本知事について2万1795円、村岡知事について1万2990円）は、港の底力活性化事業に係るものであるから、本件公有水面埋立業務との関連性がないと主張する。
- 2 しかし、港の底力活性化事業と中国電力との関連性が明らかでなく、中国電力を訪問するために支出した旅費は、本件公有水面埋立業務に関連していることが強く推認される。すなわち、港の底力活性化事業は、国際バルク戦略港湾の推進、ポートセールス促進及び港湾整備の促進を内容とするところ、これらの事業内容のために、被告が中国電力を訪問する必要性があるとは思えない。
- 3 したがって、原告主張にかかる旅費が港の底力活性化事業に係るものであるとの被告の主張は、到底信用することができない。原告主張にかかる旅費が港の底力活性化事業に係るものであると主張している被告において、被告が港の底力活性化事業のために中国電力を訪問する必要性について主張すべきである。

第2 損害額についての補充

- 1 本件公有水面埋立業務にかかる支出に関する新たな証拠（甲58号証乃至甲61号証）が明らかになったことから、原告第13準備書面（2016年4月1日付）において主張した損害額について、以下の

とおり訂正するとともに、新たな明らかとなった支出について補充して主張する。

2 山本知事について、本件許可申請（平成24年10月6日）から辞職（平成26年1月14日）までの間、村岡知事について、就任（平成26年2月25日）から訴訟提起（平成27年1月23日）までの間ににおける港湾課及び監理課の人事費・事務関連費を集計した結果、山本知事は569万1515円、村岡知事は1億9682万1236円であった。

3 これらの費用のうち、本件公有水面埋立業務にかかる支出であると強く推認される費用として、原告が従前から主張していた費用に加え、公有水面埋立免許事務に関する報告のため、国土交通省を訪問した費用を旅費として支出していたことが明らかになった（甲58号証乃至甲61号証）。今般明らかとなった旅費を加えた集計の詳細は別表5のとおりである。集計の結果、旅費に関し、山本知事は41万5271円、村岡知事は15万2922円であった。

4 従前の主張に加え、新たな証拠も踏まえれば、各知事による判断留保期間中、本件公有水面埋立免許にかかる事務に費やされた人件費及び事務関連費として、各知事による阻止義務違反により山口県が被った損害額が10万円を下らないのは明らかである。

以上

平成25年(行ウ)第10号 損害賠償等請求事件(住民訴訟) 外
原 告 河濱盛正ら 外
被 告 山口県知事

証拠説明書

2016(平成28)年7月1日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士	田川 章次	
同 訴訟代理人弁護士	内山 新吾	
同 訴訟代理人弁護士	小沢 秀造	
同 訴訟代理人弁護士	堀 良一	
同 訴訟代理人弁護士	永井 光弘	
同 訴訟代理人弁護士	浅野 正富	
同 訴訟代理人弁護士	嶋田 久夫	
同 訴訟代理人弁護士	丸山 明子	 代印
同 訴訟代理人弁護士	仁比聰平	
同 訴訟代理人弁護士	石口俊一	 代印
同 訴訟代理人弁護士	則武 透	
同 訴訟代理人弁護士	米倉 大樹	 代印
同 訴訟代理人弁護士	内山 傑史	
同 訴訟代理人弁護士	平尾 真吾	
同 訴訟復代理人弁護士	田川 瞳	

原告らは、提出した証拠につき、下記のとおり説明する。

記

甲	標目（原・写）		作成時	作成者	立証趣旨
58-1	復命書	写	H24. 10. 18	港湾課 主幹 藤井 存、同主任葛原良樹	各知事による判断留保期間中である平成 24 年 10 月 17 日に、山口県職員が本件公有水面埋立業務に関する報告のため、国土交通省を訪問したこと
58-2	支出負担行為・支出表	写	H24. 11. 19	給与厚生課	各知事による判断留保期間中における山口県港湾課ないし監理課の人件費・事務関連費（旅費）
58-3	同上	写	H24. 11. 27	同上	同上
58-4	同上	写	H24. 12. 6	同上	同上
59-1	復命書	写	H24. 11. 13	港湾課 主任 葛原 良樹	各知事による判断留保期間中である平成 24 年 11 月 13 日に、山口県職員が本件公有水面埋立業務に関する報告のため、国土交通省を訪問したこと

59-2	支出負担行為・支出表	写	H24.12.7	給与厚生課	各知事による判断留保期間中における山口県港湾課ないし監理課の入件費・事務関連費（旅費）
59-3	同上	写	H24.12.10	同上	同上
59-4	同上	写	H24.12.18	同上	同上
59-5	同上	写	H24.12.19	同上	同上
60-1	復命書	写	H25.2.12	同上	各知事による判断留保期間中である平成25年2月8日に、山口県職員が本件公有水面埋立業務に関する報告のため、国土交通省を訪問したこと
60-2	支出負担行為・支出表	写	H25.2.22	給与厚生課	各知事による判断留保期間中における山口県港湾課ないし監理課の入件費・事務関連費（旅費）
60-3	同上	写	H25.2.25	同上	同上
60-4	同上	写	H25.3.5	同上	同上
61-1	復命書	写	H26.5.12	同上	各知事による判断留保期間中である平成26年5月12日に、山口県職員が本件公有水面埋立業

					務に関する報告のため、 国土交通省を訪問したこと
61-2	支出負担行為・支出票	写	H26.5.28	同上	各知事による判断留保期間中における同県港湾課ないし監理課の入件費・事務関連費（旅費）。
61-3	同上	写	H26.5.28	同上	同上
61-4	同上	写	H26.5.28	同上	同上
61-5	同上	写	H26.5.28	同上	同上
61-6	同上	写	H26.6.2	同上	同上
61-7	同上	写	H26.6.2	同上	同上

※ なお、証拠の標目について、写しを原本として提出する場合は「写」、原本に代えて写しを提出する場合は「(写)」と表記した。

以上